

## 令和 7 年 4 月入院時食事療養費改定について

令和 7 年 4 月に厚生労働省による入院時食事療養費改定が下記のとおり実施されます。

ご理解ご了承のほどよろしくお願いいたします。

### 【入院時食事療養費の自己負担額（1食あたり）】

	【改定後】	【改定前】
② 一般（課税世帯）	510 円	490 円
② 低所得（Ⅱ）	240 円	230 円
③ 低所得（Ⅰ）	110 円（変更なし）	110 円